

市側への11月11日のメール

本当に「ナシのつぶて」の対応をされるのですね。質問書を送付させていただいてから2週間が経過です。私は個人的な質問をしていますか？先日の10月29日夜の市政懇談会にて「私たちの市は12才以上を対象の全市民の接種率85%超え」を市長が宣言。そしてワクチン接種は継続中でもあります。また市長は3回目の接種の準備中との言明もされました。この現在只今進行中のワクチン接種の根本であり前提となる公文書について質問しているのです。私的な質問ではありません。地域住民の市民の、生命・健康・将来に直結する極めて重大な問題だから質問しているのです。

厚労省のコロナワクチン接種の「説明書」は日本語として成立しているとは言い難い酷いものです。矛盾だらけというべきか、部分部分のそれぞれは単体としては虚偽とも言えない表現をしていますが、全体としては全く整合性を欠くあえて煙に巻く表現がされています。その行政文書がワクチン接種の前提となっているのです。しかし他方、厚労省は収集した情報知識・事実に基づいてこの「説明書」を作成もさせてもいるでしょう。従って正確な情報を市民が得るためには、この厚労省の「説明書」が一体何を記しているのか、吟味が必要なのは当然でしょう。そのためには前にも記したように公的書類である製薬会社の添付文書と照らし合わせする必要があります。この添付文書は医師のワクチン投与の前提となる書類であることが6月14日の貴部所とのやり取りでも示されています。このようなワクチン投与の前提の公的書類を吟味した結果、極めて重大な疑義が判明したから質問し確認をとっているのです。その分析の中で私の見解も明確に示してもいます。その質問書に対して何らの回答どころか反応も示さないということは、その回答できない態度がその答えになりますよね。これは一般的な常識です。何を意味するかはお分かりですね。

何らの反応さえもない相手に言葉を重ねるのは無駄なことですから多くは語りませんが、それでも少しだけ独り言をつぶやいてみましょう。

*幾度も繰り返しコロナワクチンの未成年者接種は「ありえない」し「狂気の沙汰」だと言明した。なぜか？

厚労省の「説明書」はコロナワクチンの対象者は2月のものは16歳以上。次の文言。

「接種対象 16歳以上（16歳未満の人に対する有効性・安全性はまだ明らかになっていません。）」

この文言自体にも矛盾する大きな問題があるが、しかし一旦はそこは置いておくとして…。

2月では接種対象者は16歳だったものが6月の変更以降は12才以上に変更。次の文言。

「接種対象 12歳以上（12歳未満の人に対する有効性・安全性はまだ明らかになっていません。）」

2月から6月のたった4ヶ月で それまでの16歳以上から、コロナワクチンの12歳以上の人に対する有効性・安全性は明らかになったとでも言うのか？一体どのような方法で？どのような根拠で？

*「狂気の沙汰」の根拠。

薬事法に次の文言。

交付の制限

第47条 毒薬又は劇薬は、14歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならない。

表面の一部の言葉はさておき、薬品会社の添付文書を全体として検討すれば、実質・実態としてコロナワクチンの14歳未満に対する処方はこの薬事法に抵触するはずだが…。劇薬は誤用では生命に関わるのだから。

*10月改定のファイザーコロナワクチン添付文書においても冒頭に次のように。

「本剤は、本邦で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中である。」

「長期安定性等に係る情報は限られている」「引き続き情報を収集中」この文言の意味することは…。

*それにしても、10月29日の市長の言明は「随分と不用意でうかつな」とも感じるものがあったが大丈夫か？杞憂であればよいが…。どの発言が不用意な発言で、何故か？までを伝える義理もないので黙しておくが…。

…やはり最後に…

このメッセージを見ているあなた、あなた自身が市役所職員以前に一人の人間であり市民であり地域住民ですね。組織の歯車の「顔なし」ではないでしょう。あなたはその立場上多分ワクチン2回は終了でしょう。現在はその影響を感じていないかも知れません。しかしあなた自身が3回目の接種して大丈夫ですか？4回目は？それであなたの生命・健康・未来は？またあなたに例えば12才児のお子様がいたとしましょう。あなたはそのお子様にワクチン接種を重ねて平気ですか？厚労省「説明書」と製薬会社「添付文書」を吟味してそれでもなお、12才児のワクチン接種は大丈夫だ。益があると言い切れるのですか？